## 答 弁 第 四 九 号平成二十一年十一月十三日受領

## 内閣衆質一七三第四九号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由 紀 夫

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員山本拓君提出有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本拓君提出有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問に対す

る答弁書

一の1について

環境省及び水産庁の調査によると、有害鳥獣等の対策における平成十八年度(⑧については、平成二十

年度)の鳥獣等の捕獲数量については、①クマ類(ツキノワグマ及びヒグマの合計)が約五千百頭、②二

ホンジカが約十九万八千二百頭、③イノシシが約二十五万三千三百頭、④ニホンザルが約一万五千百頭、

⑤ハクビシンが約四千頭、 ⑥アライグマが約一万四百頭、⑦カラス等の鳥類(カラス、 ヒヨドリ及びスズ

メの合計) が約七十六万五千九百羽、⑧ブルーギル、ブラックバス等の外来魚が約四百トン (国庫補 助事

業による陸上処理量)、 ⑨大型クラゲが約六千七百トン (国庫補助事業による陸上処理量)となっている

ところである。

の2について

有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等の処分は、 鳥獣等の種類によらず、捕獲した者による当該鳥獣

の埋設又は廃棄物としての処理のほか、イノシシ、シカ等の一部については食用等として活用されている。

## 一の3について

有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣の処分費用については、 把握しておらず、また、当該処分費用に

対しては、 国庫補助は行っていない。ただし、ブルーギル、ブラックバス等の外来魚、 大型クラゲの陸上

処理に要する費用については、国から漁業者団体に対する助成措置があり、平成十八年度の実績は約一億

円となっている。

## 二について

捕獲後の鳥獣等のうち、 食用等への活用が期待されるものに関しては、 捕獲した個体を有効活用する取

組を支援するため、 商品開発及び販売・流通経路の確立のための活動への助成等を行っている。